

議案第4号

教育職員手当等支給規則中改正について

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月2日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表以外の部分中「再任用教育職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された教育職員）」を「定年前再任用短時間勤務教育職員（給与条例第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員）」に改め、同条第2号の表以外の部分中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「とする」を「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同条第3号を削る。

第3条第3項、第4条第2項及び第5条第4項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第5条の3第6号を削り、同条第7号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 前号の規定による額」を「定年前再任用短時間勤務教育職員 別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、「同条第1項に」の次に「規定する教育職員の」を加え、同号を同条第6号とする。

第5条の6第2項中「146号給」を「144号給」に、「145号給」を「143号給」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額）

8 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とある

のは「に 100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数が生じたときはこれを 100円に切り上げるものとする。）とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に 100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上 100円未満の端数が生じたときはこれを 100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用教育職員以外」を「定年前再任用短時間勤務教育職員以外」に、「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第54号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第5項に規定する暫定再任用教育職員（以下単に「暫定再任用教育職員」という。）に係る管理職手当の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、同条第2号の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。
- 3 暫定再任用教育職員に係る義務教育等教員特別手当の額は、改正後の第5条の3の規定にかかわらず、改正後の別表第2定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和4年改正条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員については、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の第2条第2号、第3条第3項、第4条第2項、第5条第4項及び第5条の3第6号の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の定年の引上げに関して必要な事項を定めること、神奈川県教育職員に準じて、教育職員の期末手当基礎額等の加算に係る規定を改めることと、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

定年前再任用短時間勤務教育職員

定年前再任用短時間勤務教育職員（給与条例第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員

（管理職手当）

第2条 給与条例第3条の2第2項の規定により教育委員会が定める管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ~~再任用教育職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の5第1項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）~~以外の教育職員に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。

職務の級		管理職手当の額
5級		円 88,900
4級	横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）第16条に規定する副校長（次項において単に「副校長」という。）	79,100
	上記以外の者	74,700

- (2) ~~再任用教育職員~~に係る管理職手当の額は、次の表の職務の級の欄の区分に応じ、それぞれ当該管理職手当の額の欄に定める額とする。

職務の級		管理職手当の額
5級		円 84,000
4級	副校長	61,600
	上記以外の者	58,200

- ~~(3) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員に係る管理職手当の額は、前項に規定する額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。~~

に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする

(産業教育手当)

第3条 給与条例第3条の3第1項の規定により教育委員会が定める者は、高等学校の工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により高等学校の工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)及び実習助手(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令(昭和33年政令第315号)で定める者)とする。ただし、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 実習を伴う工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者
- (2) 実習に伴う工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

2 前項の規定による手当の額は、別表第1に定める額とする。

3 ~~地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員~~にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

定年前再任用短時間勤務教育職員

(定時制教育手当)

第4条 給与条例第3条の4第2項の規定により教育委員会が定める額は、34,000円(校長にあつては27,000円)とする。

2 ~~地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員~~にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(教員特殊業務手当)

第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであつて、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支

給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあつては、第5号に掲げる業務に限るものとする。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における生徒又は幼児(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 生徒等に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務
- (3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であつて、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの
- (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの

2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。
- (2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。

3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

- (1) 第1項第1号アの業務
 - ア 従事した時間が6時間以上のもの 7,500円
 - イ 従事した時間が2時間以上6時間未満のもの 1,100円

- ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 500円
- (2) 第1項第1号イ及びウの業務
- ア 従事した時間が6時間以上のもの 7,000円
- イ 従事した時間が2時間以上6時間未満のもの 900円
- ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 400円
- (3) 第1項第2号の業務
- ア 泊を伴うもの 5,100円
- イ 泊を伴わないもの 1,200円
- (4) 第1項第3号の業務 5,100円
- (5) 第1項第4号の業務
- ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して3時間以上であるもの 2,700円
- イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が3時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円
- ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が2時間以上3時間未満のもの 600円
- エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上3時間未満従事したもの 600円
- (6) 第1項第5号の業務
- ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円
- イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円
- (7) 第1項第6号の業務 900円
- 4 ~~地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員~~ 定年前再任用短時間勤務教育職員
- にあつては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(義務教育等教員特別手当)

第5条の3 給与条例第3条の6第2項の規定により教育委員会が定める義務教育等教員特別手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 市立高等学校に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額
- (2) 前号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の3の規定による産業教

別表第2 定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額

育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額の2分の1を乗じて得た額(産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第2に掲げる額)

(3) 第1号に規定する教育職員のうち、給与条例第3条の4の規定による定時制教育手当の支給を受ける教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第2に掲げる額)

(4) 市立幼稚園に勤務する教育職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(5) 市立中学校の任期付教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額

~~(6) 再任用教育職員 その者に適用される給料表の再任用教育職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額~~

~~(7) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 前号の規定による額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に勤務時間で除して得た数を乗じて得た額~~

規定する教育職員の
定年前再任用短時間勤務教育職員

(期末手当基礎額等の加算)

第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。

対象となる教育職員及び教育職員の区分			割合
教育職給料表の適用を受ける者	平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていた者	5級の職務にある者及び4級の職務にある者	100分の15
		3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの	100分の10
		3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給	100分の5

		以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの	
	平成19年3月31日現在で幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者	5級の職務にある者及び4級の職務にある者	100分の15
		3級の職務にある者のうち80号給以上のもの及び2級の職務にある者のうち120号給以上のもの	100分の10
		3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者		120号給以上の者	100分の10
		70号給以上119号給以下の者	100分の5

- 2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「137号給以上」とあるのは「¹⁴⁴146号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」と、「97号給以上136号給以下」とあるのは「101号給以上¹⁴³145号給以下」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。

対象となる教育職員及び教育職員の区分	割合	
教育職給料表の適用を受ける者	5級の職務にある者及び4級の職務にある者	100分の15
	3級の職務にある者のうち84号給以上のもの、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1	100分の10

	級の職務にある者のうち141号給以上のもの	
	3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	124号給以上の者	100分の10
	74号給以上123号給以下の者	100分の5

附 則

(平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額に関する特例)

- 7 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における加算額は、第6条及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定により定められる額から、当該額に100分の5.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員の支給額)

- 8 給与条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に対する第2条第1号、第3条第2項、第5条の3第1号から第4号まで及び第6条の規定の適用については、第2条第1号、第3条第2項及び第6条中「とする」とあるのは「に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする」と、第5条の3第1号から第4号までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1(第3条第2項関係)

産業教育手当支給額

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級
再任用教育		円	円	円	円
職員以外の	1	18,000	23,000	34,000	38,000
教育職員	2	18,000	23,000	34,000	38,000
	3	18,000	23,000	34,000	38,000
	4	18,000	23,000	34,000	38,000
	5	18,000	23,000	34,000	38,000
	6	18,000	23,000	34,000	38,000
	7	18,000	23,000	34,000	38,000
	8	18,000	23,000	34,000	38,000
	9	18,000	23,000	34,000	38,000
	10	18,000	23,000	34,000	38,000
	11	18,000	23,000	34,000	38,000
	12	18,000	23,000	34,000	38,000
	13	18,000	23,000	34,000	38,000
	14	18,000	23,000	34,000	38,000
	15	18,000	23,000	34,000	38,000
	16	18,000	23,000	34,000	38,000
	17	18,000	23,000	34,000	38,000
	18	18,000	23,000	34,000	38,000
	19	18,000	23,000	34,000	38,000
	20	18,000	23,000	34,000	38,000
	21	18,000	23,000	34,000	38,000
	22	18,000	23,000	34,000	38,000
	23	18,000	23,000	34,000	38,000
	24	18,000	23,000	34,000	38,000
	25	18,000	23,000	34,000	38,000
	26	18,000	23,000	34,000	38,000
	27	18,000	23,000	34,000	38,000
	28	18,000	23,000	34,000	38,000

29	18,000	23,000	34,000	38,000
30	18,000	23,000	34,000	38,000
31	18,000	23,000	34,000	38,000
32	18,000	23,000	34,000	38,000
33	18,000	23,000	34,000	38,000
34	18,000	23,000	34,000	38,000
35	18,000	23,000	34,000	38,000
36	18,000	23,000	34,000	38,000
37	18,000	23,000	34,000	38,000
38	18,000	23,000	34,000	38,000
39	18,000	23,000	34,000	38,000
40	18,000	23,000	34,000	38,000
41	18,000	23,000	34,000	38,000
42	18,000	23,000	34,000	38,000
43	18,000	23,000	34,000	38,000
44	18,000	23,000	34,000	38,000
45	18,000	23,000	34,000	38,000
46	18,000	23,000	34,000	38,000
47	18,000	23,000	34,000	38,000
48	18,000	23,000	34,000	38,000
49	18,000	23,000	34,000	38,000
50	18,000	23,000	34,000	38,000
51	18,000	23,000	34,000	38,000
52	18,000	23,000	34,000	38,000
53	18,000	29,000	34,000	38,000
54	18,000	29,000	34,000	38,000
55	18,000	29,000	34,000	38,000
56	18,000	29,000	34,000	38,000
57	18,000	29,000	34,000	38,000
58	18,000	29,000	34,000	38,000
59	20,000	29,000	34,000	38,000
60	20,000	29,000	34,000	38,000
61	20,000	29,000	34,000	38,000

62	20,000	29,000	34,000	38,000
63	20,000	29,000	34,000	38,000
64	20,000	29,000	34,000	38,000
65	20,000	29,000	34,000	38,000
66	20,000	29,000	34,000	38,000
67	20,000	29,000	34,000	38,000
68	20,000	29,000	34,000	38,000
69	20,000	29,000	34,000	38,000
70	20,000	29,000	34,000	38,000
71	20,000	29,000	34,000	38,000
72	20,000	29,000	34,000	38,000
73	20,000	29,000	34,000	38,000
74	20,000	29,000	34,000	38,000
75	20,000	29,000	34,000	38,000
76	20,000	29,000	34,000	38,000
77	20,000	29,000	34,000	38,000
78	20,000	29,000	34,000	38,000
79	20,000	29,000	34,000	38,000
80	20,000	29,000	34,000	38,000
81	20,000	29,000	34,000	38,000
82	20,000	29,000	34,000	38,000
83	20,000	29,000	34,000	38,000
84	20,000	29,000	34,000	38,000
85	20,000	29,000	34,000	38,000
86	20,000	29,000	34,000	38,000
87	20,000	29,000	34,000	38,000
88	20,000	29,000	34,000	38,000
89	20,000	29,000	34,000	38,000
90	20,000	29,000	34,000	38,000
91	20,000	29,000	34,000	38,000
92	20,000	29,000	34,000	38,000
93	20,000	29,000	34,000	38,000
94	20,000	29,000	34,000	38,000

95	20,000	29,000	34,000	38,000
96	20,000	29,000	34,000	38,000
97	20,000	34,000	38,000	38,000
98	20,000	34,000	38,000	38,000
99	20,000	34,000	38,000	38,000
100	20,000	34,000	38,000	38,000
101	20,000	34,000	38,000	38,000
102	20,000	34,000	38,000	38,000
103	20,000	34,000	38,000	38,000
104	20,000	34,000	38,000	38,000
105	20,000	34,000	38,000	38,000
106	20,000	34,000	38,000	38,000
107	20,000	34,000	38,000	38,000
108	20,000	34,000	38,000	38,000
109	20,000	34,000	38,000	38,000
110	20,000	34,000	38,000	38,000
111	20,000	34,000	38,000	38,000
112	20,000	34,000	38,000	38,000
113	20,000	34,000	38,000	38,000
114	20,000	34,000	38,000	38,000
115	20,000	34,000	38,000	38,000
116	20,000	34,000	38,000	38,000
117	21,000	34,000	38,000	38,000
118	21,000	34,000	38,000	38,000
119	21,000	34,000	38,000	38,000
120	21,000	34,000	38,000	38,000
121	21,000	34,000	38,000	38,000
122	21,000	34,000	38,000	
123	21,000	34,000	38,000	
124	21,000	34,000	38,000	
125	21,000	34,000	38,000	
126	21,000	34,000	38,000	
127	21,000	34,000	38,000	

128	21,000	34,000	38,000
129	21,000	34,000	38,000
130	21,000	34,000	38,000
131	21,000	34,000	38,000
132	21,000	34,000	38,000
133	21,000	34,000	38,000
134	21,000	34,000	38,000
135	21,000	34,000	38,000
136	21,000	34,000	38,000
137	21,000	34,000	38,000
138	21,000	34,000	
139	21,000	34,000	
140	21,000	34,000	
141	21,000	34,000	
142	21,000	34,000	
143	21,000	34,000	
144	21,000	34,000	
145	21,000	34,000	
146	21,000	34,000	
147	21,000	34,000	
148	21,000	34,000	
149	21,000	34,000	
150	21,000	34,000	
151	21,000	34,000	
152	21,000	34,000	
153	21,000	34,000	
154	21,000	34,000	
155	21,000	34,000	
156	21,000	38,000	
157	21,000	38,000	
158	21,000	38,000	
159	21,000	38,000	
160	21,000	38,000	

161	21,000	38,000		
162	21,000	38,000		
163	21,000	38,000		
164	21,000	38,000		
165	21,000	38,000		
166		38,000		
167		38,000		
168		38,000		
169		38,000		
170		38,000		
171		38,000		
172		38,000		
173		38,000		
174		38,000		
175		38,000		
176		38,000		
177		38,000		
178		38,000		
179		38,000		
180		38,000		
181		38,000		
182		38,000		
183		38,000		
184		38,000		
185		38,000		
再任用教育 職員	18,000	23,000	34,000	38,000

定年前再任用短時間勤務教育職員

定年前再任用短時間勤務教育職員

別表第2(第5条の3関係)

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
再任用教育職員 以 外の教育 職員		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,300	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,500	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,700	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	3,800	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	3,800	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	3,800	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	3,800	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,100	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,100	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,100	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,100	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,300	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,300	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,300	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,300	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,500	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,500	5,400	7,600
27	2,600	2,900	4,500	5,400	7,600	

28	2,600	2,900	4,500	5,400	7,600
29	2,700	3,000	4,800	5,500	7,700
30	2,700	3,000	4,800	5,500	7,700
31	2,700	3,000	4,800	5,500	7,700
32	2,700	3,000	4,800	5,500	7,700
33	2,800	3,200	4,900	5,700	7,900
34	2,800	3,200	4,900	5,700	7,900
35	2,800	3,200	4,900	5,700	7,900
36	2,800	3,200	4,900	5,700	7,900
37	2,900	3,300	5,100	5,900	8,000
38	2,900	3,300	5,100	5,900	8,000
39	2,900	3,300	5,100	5,900	8,000
40	2,900	3,300	5,100	5,900	8,000
41	3,100	3,500	5,300	6,000	8,000
42	3,100	3,500	5,300	6,000	8,000
43	3,100	3,500	5,300	6,000	8,000
44	3,100	3,500	5,300	6,000	8,000
45	3,200	3,700	5,400	6,100	8,000
46	3,200	3,700	5,400	6,100	8,000
47	3,200	3,700	5,400	6,100	8,000
48	3,200	3,700	5,400	6,100	8,000
49	3,300	3,800	5,500	6,300	8,000
50	3,300	3,800	5,500	6,300	8,000
51	3,300	3,800	5,500	6,300	8,000
52	3,300	3,800	5,500	6,300	8,000
53	3,400	4,100	5,600	6,400	8,000
54	3,400	4,100	5,600	6,400	8,000
55	3,400	4,100	5,600	6,400	8,000
56	3,400	4,100	5,600	6,400	8,000
57	3,500	4,300	5,800	6,600	8,000
58	3,500	4,300	5,800	6,600	
59	3,500	4,300	5,800	6,600	
60	3,500	4,300	5,800	6,600	

61	3,600	4,500	5,900	6,800
62	3,600	4,500	5,900	6,800
63	3,600	4,500	5,900	6,800
64	3,600	4,500	5,900	6,800
65	3,700	4,800	6,100	6,900
66	3,700	4,800	6,100	6,900
67	3,700	4,800	6,100	6,900
68	3,700	4,800	6,100	6,900
69	3,800	4,900	6,200	7,000
70	3,800	4,900	6,200	7,000
71	3,800	4,900	6,200	7,000
72	3,800	4,900	6,200	7,000
73	3,900	5,100	6,300	7,100
74	3,900	5,100	6,300	7,100
75	3,900	5,100	6,300	7,100
76	3,900	5,100	6,300	7,100
77	4,000	5,300	6,500	7,200
78	4,000	5,300	6,500	7,200
79	4,000	5,300	6,500	7,200
80	4,000	5,300	6,500	7,200
81	4,100	5,400	6,600	7,300
82	4,100	5,400	6,600	7,300
83	4,100	5,400	6,600	7,300
84	4,100	5,400	6,600	7,300
85	4,100	5,500	6,700	7,400
86	4,100	5,500	6,700	7,400
87	4,100	5,500	6,700	7,400
88	4,100	5,500	6,700	7,400
89	4,200	5,600	6,800	7,500
90	4,200	5,600	6,800	7,500
91	4,200	5,600	6,800	7,500
92	4,200	5,600	6,800	7,500
93	4,300	5,800	6,900	7,500

94	4,300	5,800	6,900	7,500
95	4,300	5,800	6,900	7,500
96	4,300	5,800	6,900	7,500
97	4,400	5,900	7,000	7,600
98	4,400	5,900	7,000	7,600
99	4,400	5,900	7,000	7,600
100	4,400	5,900	7,000	7,600
101	4,400	6,100	7,000	7,700
102	4,400	6,100	7,000	7,700
103	4,400	6,100	7,000	7,700
104	4,400	6,100	7,000	7,700
105	4,500	6,200	7,200	7,700
106	4,500	6,200	7,200	7,700
107	4,500	6,200	7,200	7,700
108	4,500	6,200	7,200	7,700
109	4,500	6,300	7,200	7,700
110	4,500	6,300	7,200	7,700
111	4,500	6,300	7,200	7,700
112	4,500	6,300	7,200	7,700
113	4,600	6,400	7,300	7,700
114	4,600	6,400	7,300	7,700
115	4,600	6,400	7,300	7,700
116	4,600	6,400	7,300	7,700
117	4,700	6,500	7,400	7,700
118	4,700	6,500	7,400	7,700
119	4,700	6,500	7,400	7,700
120	4,700	6,500	7,400	7,700
121	4,700	6,600	7,500	7,700
122	4,700	6,600	7,500	
123	4,700	6,600	7,500	
124	4,700	6,600	7,500	
125	4,800	6,700	7,500	
126	4,800	6,700	7,500	

127	4,800	6,700	7,500
128	4,800	6,700	7,500
129	4,900	6,800	7,500
130	4,900	6,800	7,500
131	4,900	6,800	7,500
132	4,900	6,800	7,500
133	4,900	6,900	7,500
134	4,900	6,900	7,500
135	4,900	6,900	7,500
136	4,900	6,900	7,500
137	4,900	6,900	7,500
138	4,900	6,900	
139	4,900	6,900	
140	4,900	6,900	
141	5,000	6,900	
142	5,000	6,900	
143	5,000	6,900	
144	5,000	6,900	
145	5,100	7,100	
146	5,100	7,100	
147	5,100	7,100	
148	5,100	7,100	
149	5,100	7,100	
150	5,100	7,100	
151	5,100	7,100	
152	5,100	7,100	
153	5,100	7,200	
154	5,100	7,200	
155	5,100	7,200	
156	5,100	7,200	
157	5,200	7,300	
158	5,200	7,300	
159	5,200	7,300	

160	5,200	7,300			
161	5,300	7,300			
162	5,300	7,300			
163	5,300	7,300			
164	5,300	7,300			
165	5,300	7,400			
166		7,400			
167		7,400			
168		7,400			
169		7,400			
170		7,400			
171		7,400			
172		7,400			
173		7,500			
174		7,500			
175		7,500			
176		7,500			
177		7,500			
178		7,500			
179		7,500			
180		7,500			
181		7,500			
182		7,500			
183		7,500			
184		7,500			
185		7,500			
再任用教 育職員	3,200	3,800	4,300	5,100	6,400

↑
[定年前再任用短時間勤務教育職員